

**台風19号により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について**

このたびの台風19号により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害の犠牲となられた皆様に追悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

弊社は、台風19号の影響で災害救助法が適用された地域および隣接する地域の皆様へ、電気料金の特別措置を実施させていただきます。

つきましては、大変恐れ入りますが、対象の地域にお住まいのお客さまは、弊社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

**1. 電気料金の特別措置の適用対象（2019年10月23日時点）**

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、弊社と電気のご契約をいただいているお客さま（弊社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡桧枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村
新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、銚田市、つくばみらい市、同郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、久慈郡大子町、結城郡八千代町、猿島郡境町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、同郡市貝町、下都賀郡壬生町、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、小山市、那須烏山市

群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡南牧村、同郡甘楽町、吾妻郡中之条町、同郡長野原町、同郡嬭恋村、同郡草津町、同郡高山村、同郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、同郡邑楽町
埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、春日部市、東松山市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀨町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町
東京都	墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町
神奈川県	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、足柄下郡箱根町、同郡湯河原町、愛甲郡愛川町、同郡清川村
山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、南都留郡道志村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村
静岡県	伊豆の国市、田方郡函南町
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、同郡川上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、同郡御代田町、同郡立科町、小県郡青木村、同郡長和町、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡宮田村、木曽郡木曽町、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、同郡高山村、下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
青森県	三戸郡階上町
岩手県	盛岡市、花巻市、遠野市、奥州市、岩手郡葛巻町、西磐井郡平泉町、九戸郡軽米町、同郡九戸村
秋田県	湯沢市、雄勝郡東成瀬村
山形県	山形市、米沢市、上山市、東根市、尾花沢市、最上郡最上町、東置賜郡高島町
福島県	耶麻郡西会津町、同郡湯川村、大沼郡昭和村
新潟県	三条市、柏崎市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町
茨城県	古河市、下妻市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、行方市、小美玉市、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町
栃木県	真岡市、下野市、芳賀郡益子町、同郡芳賀町、下都賀郡野木町
群馬県	利根郡片品村、同郡川場村、同郡昭和村、邑楽郡板倉町、同郡明和町

埼玉県	加須市、羽生市、鴻巣市、草加市、北本市、蓮田市、白岡市
千葉県	銚子市、野田市、柏市、香取市、香取郡東庄町
東京都	中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、目黒区、渋谷区、中野区、杉並区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市
神奈川県	横浜市、藤沢市、大和市、綾瀬市、中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町
山梨県	甲府市、甲斐市、中央市、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士宮市、御殿場市、裾野市、伊豆市、駿東郡小山町、静岡市
長野県	駒ヶ根市、大町市、上伊那郡箕輪町、同郡南箕輪村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡木祖村、同郡王滝村、東筑摩郡山形村、同郡朝日村、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同郡小谷村、上水内郡信濃町、同郡小川村
岐阜県	高山市、下呂市

なお、災害救助法の適用地域は、適宜更新されますので、最新の状況については内閣府のページにてご確認をお願いいたします。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

## 2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、10月31日（木）から11月25日（月）までの間の受付時間中に、次の連絡先までご連絡をお願いいたします。

特別高圧または高圧のお客さま	JXTGエネルギー 特別高圧・高圧お客さま窓口 電話番号 03-6713-4346 (受付時間：午前9時～午後5時20分〔土日祝日・年末年始を除く〕)
低圧のお客さま	ENEOSでんき 特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは03-6734-6484 (受付時間：午前9時～午後5時〔第3日曜日と年末年始を除く〕)

## 3. 電気料金の特別措置の内容

### (1) 電気料金のお支払期日の延長

2019年10月分（10月分のお支払期日の延長ができないお客さまは、2019年11月分といたします。）の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。ただし、金融機関やクレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

### (2) 被災にともない電気をまったく使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2019年10月分または11月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2019年10月分（10月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2019年11月分といたします。）の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

## 4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、10月分の電気料金を11月分以後の電気料金と合算（11月分の電気料金の場合、12月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

以上